

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第43条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「で、主要構造部」を「で、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「以上、主要構造部」を「以上、特定主要構造部」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。
- (2) 第47条第1項から第3項までの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

建築基準法及び消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準が適用される防火対象物の範囲を変更するため、本案を提出する。